

# 地図修正に関する業務委託契約書

日本学生オリエンテーリング連盟（以下、「甲」という。）と坂野山遊地図企画（以下、「乙」という。）は、下記業務に関して、業務委託契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

## 第1条（目的）

甲は、本契約の定めるところにより、下記業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

### 記

甲に所属する団体が、甲が栃木県に保有するオリエンテーリングトレインを利用して競技会を主催する場合において、当該トレインのオリエンテーリング用地図を現状に即して修正する業務

## 第2条（契約期間）

委託期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれから何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年延長されるものとし、以後も同様とする。

## 第3条（委託料）

本契約に基づく乙の委託料は、300,000円（消費税別）とする。

支払は、本契約締結後もしくは延長後1か月以内に、甲が乙の指定する銀行口座に委託料を振込む方法にて行う。振込手数料は甲の負担とする。

## 第4条（委託料を超える地図修正）

乙は、現地調査の結果、委託料の範囲を超える地図修正が必要であると判断した場合は、速やかに甲に対してその旨を報告し、対応方法を協議するものとする。

## 第5条（成果物の権利帰属）

委託業務により作成された成果物の一切の権利は、甲に帰属する。

## 第6条（権利義務の譲渡）

甲および乙は、本契約により生ずる権利の全部または一部を、第三者に譲渡または引き受けさせてはならない。

## 第7条（秘密保持）

乙は、甲から秘密とされた本件業務に関する一切の情報を第三者（ただし、本件業務を再委託をした第三者を除く）に開示してはならない。

#### 第8条（報告義務）

乙は、甲の求めがあるときは、委託業務に関する情報を速やかに報告しなければならない。

#### 第9条（契約解除）

甲または乙が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約の全部または一部を解除し、また被った損害を請求することができる。

#### 第10条（不可抗力免責）

不可抗力により本契約の履行が遅延または不能となった場合、甲乙はその責を負わない。

#### 第11条（管轄裁判所）

本契約に関し裁判上の紛争が生じたときには、東京簡易裁判所または東京地方裁判所を管轄裁判所とする。

#### 第12条（協議）

本契約で定めのない事項、並びに本契約の内容に変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成し、署名捺印の上、各自一通を保有する。

令和7年4月1日

甲

住所 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68 山川克則  
記念館内

氏名 日本学生オリエンテーリング連盟

会長 河合 利幸 印

乙

住所 栃木県日光市小代 1485-60

氏名 坂野山遊地図企画

代表 坂野 翔哉 印

